

昭和56年5月31日以前に着工された

耐震性の劣る旧基準木造住宅に対して 耐震改修の支援をおこなっています

※予算額に達した時点で受付終了します。

※事前に必ずまちづくり推進課へお問い合わせください。着工後の申請は受付できません。

補助の種類・内容	① 耐震改修費補助 木造住宅の耐震化を促進します 新基準を満たすレベルまで補強する改修工事費用に対して、最大115万円の補助をします。
対象	町が実施する「無料診断」を受け、判定値1.0未満の旧基準木造住宅を <u>判定値1.0以上、0.3を加算以上の工事</u> をする場合について補助をします。

補助の種類・内容	② 段階的耐震改修費補助 木造住宅の減災化を促進します。 耐震性の低い木造住宅を、倒壊しにくいレベルまで一度に改修することが難しい方等が、二度に分けて耐震改修工事を行う場合に最大100万円の補助をします。
対象	一段目耐震改修工事（上限60万円） 町が実施する「無料診断」を受け、判定値0.4以下と診断された住宅について、 <u>判定値を1.0以上とする補強計画に基づき</u> 、その一部を工事することにより、判定値を0.7以上1.0未満とする工事に対して60万円（限度額）を補助します。
対象	二段目耐震改修工事（上限40万円） その後、判定値を1.0以上とする工事を行う場合には、40万円（限度額）を補助します。

【耐震診断の判定値】	評 価	記 号	補 助 対 象
判定値0.4以下	: 全壊の危険性が高い	×××	①または②
判定値0.4以上0.7未満	: 倒壊する可能性が高い	××	①（1.0以上の工事）
判定値0.7以上1.0未満	: 倒壊する可能性がある	×	①（0.3以上加算工事）
判定値1.0以上1.5未満	: 一応安全である	○	OK
判定値1.5以上	: 安全である	◎	OK